
株式会社 BlueMeme 定款

2006年12月15日 作成 2006年12月15日 公証人認証 2006年12月20日 会社設立

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 BlueMeme と称し、英文では BlueMeme Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、貸与、輸出入及びメイン テナンス並びにこれらに関連するコンサルティング
- (2) コンピュータ・ハードウェア、電子機器用部品の開発、販売、貸与、 輸出入及びメインテナンス並びにこれらに関連するコンサルティング
- (3) コンピュータ・ソフトウェアを組み込んだハードウェア、電子機器用 部品の開発、販売、貸与、及びメインテナンス並びにこれらに関連す るコンサルティング
- (4) 通信ネットワーク・システムの開発、販売、貸与、輸出入及び管理運 営業務
- (5)情報ネットワーク・システムの開発、販売、貸与、輸出入及び管理運 営業務
- (6)情報処理サービス業
- (7)情報提供サービス業
- (8) 古物の売買
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

- 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本 経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、8,600,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議 決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時総会において権利 を行使することができる株主とする。
 - 2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日の最終の 株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権 利を行使することができる株主又は登録株式質権者することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株式名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合 に招集する。
 - 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の場合には、株主又は代理人は、総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びの結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3.取締役の選任については、累積投票によらない。
 - 4. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締 役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠取締役

を選任することができる。

5. 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集 し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の 定める順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または 電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役 会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、 この限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令 で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役 がこれに記名押印または電子署名する。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議により、取締役社長を1名選定し、副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締 役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、非業務執行取締役(取締役であった者を含む。)の会社法 第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取 締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除 することができる。
 - 2. 当会社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社 法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、 500万円以上で予め定めた金額と法令が定める最低責任限度額とのい ずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社は、監査役3名以上とする。

(監査役の選任)

- 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監

査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査 役を選任することができる。

4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3号により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過 半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれ に記名押印または電子署名する。

(監查役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則に定める。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第41条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条 第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決 議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することが できる。
 - 2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、500万円以上で予め定めた金額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭によ る剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)をすることができる。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を することができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

2010年4月22日	第3条、第6条変更
2011年5月31日	第2条、第14条変更
2014年3月11日	第5条、第3章、第34条、第39条、第42条変更
2014年6月24日	第5条変更
2016年4月6日	第5条、第16~18条、第22~33条、第39~42条変更
2016年6月30日	第14条変更
2017年3月1日	第 5 条変更、第 6~7 条新設、第 17 条新設、第 23
	条変更、第 29 条変更、第 35~36 条変更、第 39~
	40 条変更、第 43 条新設、第 44~47 条変更、第 51
	条変更、第 58~59 条新設
2017年6月20日	第 5 章変更 (旧)第 50 条削除、第 50~51 条変更、
	第 56 条変更 (旧)第 59 条削除 第 6 章第 58 条~

第65条新設

第 3 条、第 4 条、第 16 条、第 48 条、第 49 条、第 51 条、第 54 条、第 62 条、第 69 条変更、第 63~65

条、第70~72条新設

第5条、第6条変更

第2条、第5条変更、第6~7条新設、第8条変更、第10条変更、(旧)第8条~13条削除、(旧)第15条削除、第11条変更、第13条変更、第14条新設、第15条変更、(旧)第40条削除、第16条、第17条変更、(旧)第44~47条削除、第20条、第21条、第23条変更、第24条新設、第25条変更、第26条新設、第27条、第28条変更、第29条新設、第30条変更、第33条~第35条変更、第43条~

第 46 条新設

第50条附則新設

第4条変更、第5条変更、(旧)第6条削除、第10条変更、第50条附則削除

第20条変更、第33~34条変更

第 12 条 2 新設、(旧)第 17 条削除、第 17 条新設、

附則新設

附則削除

2019年2月14日

2021年2月24日2021年3月16日

2021年4月6日

2021年4月23日

2021年6月30日

2022年6月28日

2023年3月2日